総 行 住 第 1 9 号 令和元年 5 月 3 1 日

各都道府県知事殿各指定都市市長殿

総務省自治行政局長 (公印省略)

住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務 に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律の一部改正について(通知)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の 簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)が、本日公布されました。

この法律により、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)がそれぞれ改正されます。これらの改正は、住民票及び戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大、利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大、電子証明書及び個人番号カードの利用者への国外転出者の追加、通知カードの記載事項変更手続等の廃止等の措置を講じることとしたものです。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 住民基本台帳法の一部改正

一 除票及び戸籍の附票の除票の保存

市町村長は、住民票若しくは戸籍の附票を消除したとき、又は住民票若しくは戸籍の附票を改製したときは、その消除した住民票若しくは戸籍の附票又は改製前の住民票若しくは戸籍の附票を保存するとともに、それらに記載されている事項の適

切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとすること。 (第15条の2、第21条及び第36条の2関係)

二 戸籍の附票の記載事項

戸籍の附票の記載事項として、出生の年月日、男女の別及び住民票コードを追加 するものとすること。(第17条関係)

- 三 附票本人確認情報の処理及び利用等
 - 1 市町村長は、附票本人確認情報(戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別及び住民票コード並びにこれらの変更情報をいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知することとし、都道府県知事は、当該附票本人確認情報を保存するとともに、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に通知するものとすること。(第30条の41~第30条の43関係)
 - 2 機構は、国の機関等から国外転出者(国外に転出する旨の住民基本台帳法第24条の規定による届出(以下「国外転出届」という。)をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)に係る事務の処理に関し求めがあったとき等は、附票本人確認情報を提供等するものとすること。(第30条の44~第30条の44の12関係)
- 四 本人確認情報の提供を受けることができる事務の追加 酒税法第7条第1項の免許に関する事務であって総務省令で定めるもの等を、国 の機関等が本人確認情報の提供を受けることができる事務とすること。(別表第一 ~別表第五関係)
- 五 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 第2 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部 改正
 - 一 国外転出者の電子証明書に関する事項
 - 1 国外転出者は、戸籍の附票を備える市町村の市町村長を経由して、機構に対し、 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行を申請することができるも のとすること。(第3条の2及び第22条の2関係)
 - 2 機構は、国外転出届をしてから転出の予定年月日までの間に署名用電子証明書 又は利用者証明用電子証明書の発行を受けた者に係る住民票について、当該国外 転出届をしたことによる消除があったときは、署名利用者異動等失効情報又は利 用者証明利用者異動等失効情報を記録しないものとすること。(第12条及び第 31条関係)
 - 二 特定利用者証明検証者に関する事項
 - 1 利用者証明検証者は、総務大臣の認可を受けて、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であって総務省令で定めるものにより行うことができるものとすること。(第38条の2及び第38条の3関係)
 - 2 機構及び1の認可を受けた者は、当該認可を受けた者であることを示す符号の

適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととすること。 (第44条及び第51条関係)

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

- 第3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部 改正
 - 一個人番号の通知に関する事項市町村長は、個人番号の通知を通知カードによらずに行うものとすること。(第7条関係)
 - 二 国外転出者の個人番号カードに関する事項
 - 1 市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている国外転出者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付するものとすること。(第17 条第1項関係)
 - 2 個人番号カードの交付を受けている者は、国外に転出をした後の当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を受けるため、国外転出届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならないものとすること。 (第17条第2項関係)
 - 三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第4 施行期日等に関する事項

- 一 第1から第3までの規定は、次に掲げる日から施行するものとすること。
 - ア 第1の四に関する規定の一部 公布の日(令和元年5月31日)
 - イ 第1の一に関する規定 公布の日から起算して20日を経過した日(令和元年 6月20日)
 - ウ 第1の四に関する規定の一部 交付の日から起算して9月を超えない範囲内に おいて政令で定める日
 - エ 第2の二及び第3の一に関する規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
 - オ 第1の二に関する規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において 政令で定める日
 - カ 第1の三、第2の一及び第3の二に関する規定 公布の日から起算して5年を 超えない範囲内において政令で定める日
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第5 その他

一 除票及び戸籍の附票の除票の保存期間は、第1の一に関する規定の施行(公布の日から起算して20日を経過した日(令和元年6月20日))に併せて、住民基本台帳法施行令を改正し、現行の5年間から150年間に延長することを予定してお

ります。

必要に応じて、住民記録システムの設定変更等に遺漏なきようお願いします。 また、除票及び戸籍の附票の除票の適切な保存については、今般の改正の趣旨を 踏まえ、施行の日までの間においても、格別の配慮をお願いします。

二 消除又は改製から5年を超えて保存している除票及び戸籍の附票の除票については、公布の日(令和元年5月31日)から3年を超えない範囲内において政令で定める日から、除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付に関する住民基本台帳法第15条の4及び第21条の3が適用されます。

必要に応じて、当該日までに住民記録システムの改修等に遺漏なきようお願いします。

なお、これは、当該日までの間、消除又は改製から5年を超えて保存している除票及び戸籍の附票の除票について、個人情報保護条例に基づく等により個人情報保護に配慮した上で、各市町村の判断において、除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付を行うことを妨げるものではありません。